

歯科医院のための個人情報保護法 Q&A 【チェアサイド版】

平成 29 年 12 月

公益社団法人 日本歯科医師会

会員の先生方へ

日本歯科医師会は平成17年4月の個人情報保護法全面施行に伴い、当時、個人情報保護事例集作成臨時委員会を設置し、歯科診療所において個人情報を適切に取扱うための事例集「歯科医院のための個人情報保護法Q&A」（以下、日歯Q&Aという）の作成、また「個人情報保護法の施行」および「患者さんの個人情報の利用目的の明示」に係る院内掲示ポスター（以下、「利用目的ポスター」という）をそれぞれ作成・配布する等の対応を図ったところです。

法律の施行から十数年が経過し、平成29年5月末の改正個人情報保護法の施行にともない、利用目的ポスターの一部見直しを行いその周知を図ったところです。

さらに、今般、前述の「日歯Q&A」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンスに関するQ&A（事例集）」（平成29年5月30日／個人情報保護委員会事務局・厚生労働省）をベースに、歯科医院における個人情報保護に係るQ&A（チェアサイド版）を作成いたしました。

つきましては、歯科医院において想定される個人情報保護法に係る事例等について今一度理解を深めていただき、日頃の臨床現場における対応に活かしていただけると幸いです。

平成29年12月

公益社団法人日本歯科医師会

常務理事 杉山 茂夫

常務理事 三井 博晶

監修：日本歯科医師会医療管理委員会

目 次

【基本知識】 1

- Q1：改正個人情報保護法施行にあたり、歯科医院として適切に対応すべき事項等について教えてください。
- Q2：歯科医院での「個人情報」には、どのようなものがありますか。
- Q3：院内掲示した利用目的のなかで、患者から一部の利用目的には同意できないという申出がありました。これを理由として診療しない場合、歯科医師法第19条の応招義務違反となりますか。
- Q4：診療申込書・問診票等に記載してもらう個人情報については、取得の状況からみて、利用目的の明示は不要と考えていますが、いかがですか。
- Q5：受付で患者を呼び出す場合、氏名で呼び出すことも制限されますか。
- Q6：個々に必ず同意を必要とする事項と、院内掲示をすれば黙示的に患者の同意があったものとみなす事項の区別はどのようになっていますか。
- Q7：医療・介護関係事業者が取り扱う「個人識別符号」には、具体的にどのようなものがありますか。
- Q8：医療・介護関係事業者において取り扱う「要配慮個人情報」には、具体的にどのようなものがありますか。
- Q9：平成27年改正の施行（平成29年5月30日）前に取得した個人情報であって、施行後に要配慮個人情報に該当することとなった場合、改めて取得について本人同意を得る必要がありますか。
- Q10：取り扱う個人情報の数が少ない小規模の医療・介護関係事業者は、個人情報保護法の対象外ですか。
- Q11：本人の同意を得る場合には、文書で同意を得る必要がありますか。
- Q12：医療・介護関係事業者が個人情報取扱事業者としての義務規定に違反した場合はどのような罰則があるのでしょうか。
- Q13：特定した利用目的は、院内掲示等により公表することで十分でしょうか。
- Q14：患者の診療記録等を他の医療機関等へ提供する場合、改めて本人から同意を得る必要がありますか。
- Q15：医療・介護関係事業者において個人データが漏えいしてしまった場合の対応はどのようにすればよいのでしょうか。

【治療時・治療終了後の対応】 6

- Q16：明らかに本人または家族と確認できる場合、治療内容等を電話で答えてもかまいませんか。

- Q17：委託先へ印象や模型、検体などを出す場合、伝票上で患者氏名を記号化するなどの処置が必要ですか。
- Q18：患者の病状等をその家族等に説明する場合、留意点は何ですか。
- Q19：定期健診のリコールはがきを患者に送付する場合、事前に患者の同意を得ないといけませんか。
- Q20：ガイドラインには委託先として歯科技工所が明示的に記載されていませんが、その取扱いについて具体的な方法を教えてください。
- Q21：電話による患者情報を他の医療機関の医師・歯科医師から緊急に求められた場合、どのように対応するといいいですか。

【その他】 7

- Q22：利用目的を周知する方法は、ポスターなどの院内掲示以外に何かありますか。
- Q23：宅配業者や郵便で、個人情報を含む文書やディスクなどを送る場合、どのようなことに注意しないといけませんか。
- Q24：他の医療機関から過去の診察結果等について照会があった場合、どのように対応するといいいですか。
- Q25：適切な安全管理措置を行うためには、個人データに該当する文書やF D、C D-Rなどは鍵のかかる場所へ保管しないといけませんか。
- Q26：個人データの入っているパソコンには、必ずパスワードを設定する必要がありますか。
- Q27：外来受付の診療録の保管に施錠は必要ですか。
- Q28：従業員ごとに個人情報保護について誓約書を提出させること、あるいは就業規則に記載することが必要ですか。
- Q29：民間保険会社等から医療機関に対して、患者の治療結果等に関する照会があった際、民間保険会社等が患者本人から取得した「同意書」を提示した場合は、回答に当たり、本人の同意が得られていると判断して良いのでしょうか。
- Q30：医療機関の職員を対象とした症例研究会（職員の知識や技能の向上を目的とするもの）を実施する際、当該医療機関以外の施設の職員から参加希望がありました。既に、利用目的として「院内で行う症例研究会への利用」を公表していますが、この場合は、症例研究会で利用する症例の患者から第三者提供の同意を得る必要があるのでしょうか。
- Q31：ホームページや機関誌に、行事などにおける利用者の写真を掲載する場合、本人の同意を得る必要はありますか。また、介護保険施設内に写真を展示する場合はどうでしょうか。
- Q32：学校で怪我をした生徒に担任の教師が付き添って来ました。ガイダンス32ページには、「学校からの照会には回答してはならない」とありますが、保護者の同意書等がなければ担任の教師に怪我の状況などを説明してはいけないのでしょうか。

※「歯科医院のための個人情報保護法Q&A」（平成17年7月／日本歯科医師会）を以下、「日歯Q&A」と記載。

※「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」に関するQ&A（事例集）（平成29年5月30日／個人情報保護委員会事務局・厚生労働省）を以下、「医・介Q&A」と記載。

※「医・介Q&A」においては、当該資料の掲載箇所を記載。

【基本知識】

Q1：改正個人情報保護法施行にあたり、歯科医院として適切に対応すべき事項等について教えてください。

A：改正法施行により、個人情報を取り扱う全ての事業者に個人情報保護法が適用されます。
（取り扱う個人情報の数が5,000人以下である事業者を規制の対象外とする制度の廃止）
医院経営において、今日まで患者さんの個人情報を適切に取り扱っていることを前提に考えれば、今般の改正法施行による特別意識した対応は必要ないと考えますが、あらためて院内の安全管理措置等を再確認していただくことが重要と考えます。
別紙改正点の概説（本冊子P.11～14）をご参照ください。

Q2：歯科医院での「個人情報」には、どのようなものがありますか。 （日歯Q&A）

A：歯科医院でみられる個人情報には、患者及びその家族だけでなく、従業員や委託業者に関する情報も含まれます。

①患者及びその家族

診療申込書、医療面接票（問診票）、診療録、歯科衛生士業務記録、健康相談業務記録、エックス線検査記録及び他の各種検査記録〔歯周組織検査記録、顔面及び口腔内写真記録、研究（診断）用模型等〕、各種調査記録〔口腔ケア記録、生活記録、患者満足度調査記録等〕、治療計画書、医療情報提供書、補綴物維持管理票、患者同意書（患者承諾書）、処方せん（服薬説明書を含む）、紹介状、照会状、コンピュータに入力した患者情報、歯科技工指示書、その他患者にかかわる情報〔患者の氏名等が書かれたメモ、領収書（治療費精算書）、日計表、留守番電話メッセージ等〕

②従業員

履歴書（経歴書）、人事考課記録、税務にかかわる記録、労務にかかわる記録（給与明細書、健康診断結果等）、その他医療従事者にかかわる情報

③委託・取引業者

Q3：院内掲示した利用目的のなかで、患者から一部の利用目的には同意できないという申出がありました。これを理由として診療しない場合、歯科医師法第19条の応招義務違反となりますか。 (日歯Q&A)

A：患者から利用目的の一部に同意しない旨の申出があった場合、医療機関はできるだけ患者の希望を尊重した対応を取ることが望まれます。一方、医療機関が最善の取組を行ったとしても当該利用目的を利用しなければ、診療に支障が生じることが想定される場合には、その状況について患者に十分に説明し、患者の判断によることになります。なお、医師の応招義務については、個別の事例に応じて判断が異なるものであり、これらの要件を総合的に勘案して判断されることになります。

参照：ガイドンスP.66 別表2

Q4：診療申込書・問診票等に記載してもらう個人情報については、取得の状況からみて、利用目的の明示は不要と考えていますが、いかがですか。 (日歯Q&A)

A：通常診療に利用するのは問題ありませんが、申込内容の確認以外の目的（たとえばリコール等）や連携医療機関等で利用することがあれば、その旨を個人情報の利用目的として、診療申込書等に明示するか、院内掲示に明示しておく必要があります。それがなければ、原則として利用することはできません。

参照：法第18条第2項・第4項、ガイドンスP.20・21

Q5：受付で患者を呼び出す場合、氏名で呼び出すことも制限されますか。 (日歯Q&A)

A：患者の取り違えをなくすために氏名を呼ぶことは差し支えありません。ただし、氏名で呼び出されることを望まない患者に対しては、その旨申し出ていただければ対応することを明示することが望ましいでしょう。

参照：ガイドンスP.29・30

Q6：個々に必ず同意を必要とする事項と、院内掲示をすれば黙示的に患者の同意があったものとみなす事項の区別はどのようになっていますか。

A：個々に同意を必要とする項目には以下のようなものがあります。これら以外は原則的に院内掲示等でよいと考えられます。個別の同意が必要な項目は①治験（新薬や新材料）の場合。②医学研究（当院の研究者も含む）、研修会の資料のための提供、共同研究（ただし匿名化された資料を除く）。③法的な規制がない外部機関（学校、職場、保険会社等）からの問合

わせに対する回答。なお、患者の家族からの問合わせに対応してよいかどうか、対象者はどこまでかを、事前に患者に確認しておく必要があります。

参照：ガイドンスP.32～35

Q7：医療・介護関係事業者が取り扱う「個人識別符号」には、具体的 にどのようなものがありますか。
（医・介Q&A【総論】Q2-3）

A：「個人識別符号」とは、その情報単体から特定の個人を識別することができるものとして政令で定められた文字、番号、記号その他の符号をいい、これに該当するものが含まれる情報は個人情報となります。医療・介護関係事業者が取り扱う「個人識別符号」の具体的な内容としては、例えば細胞から採取されたデオキシリボ核酸（別名DNA）を構成する塩基の配列（※）、健康保険法や介護保険法に基づく被保険者証や高齢受給者証の記号、番号及び保険者番号などがあります。なお、当該記号、番号、保険番号については、これら3つのいずれもが含まれる情報は個人識別符号に該当します。

※個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）においては、「細胞から採取されたデオキシリボ核酸（別名DNA）を構成する塩基の配列」のうち、個人識別符号に該当するものは、ゲノムデータ（細胞から採取されたデオキシリボ核酸（別名DNA）を構成する塩基の配列を文字列で表記したもの）のうち、全核ゲノムシーケンスデータ、全エクソームシーケンスデータ、全ゲノム塩基多型（single nucleotide polymorphism：SNP）データ、互いに独立な40箇所以上のSNPから構成されるシーケンスデータ、9座位以上の4塩基単位の繰り返し配列（short tandem repeat：STR）等の遺伝型情報により本人を認証することができるようにしたもの」とされている。

Q8：医療・介護関係事業者において取り扱う「要配慮個人情報」には、具体的にどのようなものがありますか。
（医・介Q&A【総論】Q2-4）

A：「要配慮個人情報」とは、不当な差別や偏見その他不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして法律、政令及び規則で定める記述が含まれる個人情報をいいます。要配慮個人情報の取得や第三者提供には、原則として本人の同意が必要であり、法第23条第2項の規定による第三者提供（オプトアウトによる第三者提供）は認められておりません。医療・介護関係事業者が取り扱う「要配慮個人情報」の具体的な内容としては、診療録等の診療記録や介護関係記録に記載された病歴、診療や調剤の過程で、患者の身体状況、病状、治療等について、医療従事者が知り得た診療情報や調剤情報、健康診断の結果及び保健指導の内容、障害（身体障害、知的障害、精神障害等）の事実、犯罪により害を被った事実などがあります。

Q9：平成 27 年改正の施行（平成29年5月30日）前に取得した個人情報であって、施行後に要配慮個人情報に該当することとなった場合、改めて取得について本人同意を得る必要がありますか。
（医・介Q&A【総論】Q2-5）

A：平成27 年改正の施行前に適法に取得した個人情報が施行後に要配慮個人情報に該当したとしても、改めて取得のための本人同意を得る必要はありません。

Q10：取り扱う個人情報の数が少ない小規模の医療・介護関係事業者は、個人情報保護法の対象外ですか。
（医・介Q&A【総論】Q2-8）

A：改正前の個人情報保護法では、取り扱う個人データの数が過去6ヶ月間に一度も 5000件を超えたことがない小規模事業者は、個人情報事業者としての義務等は課せられないこととなっていました。法改正に伴い、当該規定は廃止されました。したがって、取り扱う個人データの数にかかわらず、個人情報データベース等を事業の用に供する全ての個人情報取扱事業者（個人情報保護法第2条第5項に掲げるものを除く。）が、個人情報保護法の対象となります。

Q11：本人の同意を得る場合には、文書で同意を得る必要がありますか。
（医・介Q&A【総論】Q3-1）

A：医療機関等については、本人の同意を得る方法について法令上の規定はありません。このため、文書による方法のほか、口頭、電話による方法なども認められます。このため、同意を求める内容や緊急性などを勘案し、それぞれの場面に適切な方法で同意を得るべきと考えます。介護関係事業者については、介護保険法に基づく指定基準により、サービス担当者会議等において利用者または家族の個人情報を使用する場合は、利用者及び家族から文書による同意を得ておく必要があることに留意が必要です。

参照：ガイダンスP.35

Q12：医療・介護関係事業者が個人情報取扱事業者としての義務規定に違反した場合はどのような罰則があるのでしょうか。
（医・介Q&A【総論】Q6-1）

A：個人情報取扱事業者が個人情報を不適切に取り扱う事例等があったときには、個人情報保護委員会は個人情報取扱事業者に対して、①個人情報の取扱いに関する報告の徴収及び立入検査（個人情報保護法第40条第1項）、指導及び助言（同法第41条）、②個人情報取扱事業者が一定の義務に違反した場合における、違反行為を是正するための必要な措置に係る勧告（同法第42条第1項）、命令（同法第42条第2項又は第3項）、を行う場合があります。このとき、個人情報取扱事業者が、①個人情報保護委員会の命令（同法第42条第2項又は第3項）に違反した場合、②個人情報保護委員会からの報告徴収（同法第40条第1項）に対して報告

をせず、又は虚偽報告をした場合、立入検査を拒んだ場合には、個人情報取扱事業者に対して罰則が科せられることになっています（同法第84条・第85条）。

※個人情報保護法第44条第1項の規定に基づき、同法第40条第1項の規定による権限が個人情報保護委員会から事業所管大臣に委任された場合には、厚生労働大臣が報告徴収及び立入検査を行うことがあります。さらに、同法第77条及び個人情報の保護に関する法律施行令第21条において、同法第40条第1項に規定する個人情報保護委員会の権限が同法第44条第1項の規定により事業所管大臣に委任された場合において、個人情報取扱事業者が行う事業であって事業所管大臣が所管するものについての報告徴収及び立入検査に係る権限に属する事務の全部又は一部が、他の法令の規定により地方公共団体の長その他の執行機関が行うこととされているときは、当該地方公共団体の長等が行うことがあります。

Q13：特定した利用目的は、院内掲示等により公表することで十分でしょうか。

（医・介Q&A【各論】Q2-3）

A：特定した利用目的を院内掲示等により公表する場合には、単に公表しておくだけではなく、患者・利用者等が十分理解できるよう受付時に注意を促したり、必要に応じて受付後に改めて説明を行ったりするほか、患者・利用者等の希望があれば詳細な説明や当該内容を記載した書面の交付を行うなど、医療・介護関係事業者において個々の患者のニーズに適切に対応していくことが求められます。

参照：ガイダンスP.21

Q14：患者の診療記録等を他の医療機関等へ提供する場合、改めて本人から同意を得る必要がありますか。

（医・介Q&A【各論】Q2-8）

A：他の医療機関等への情報の提供のうち、患者の傷病の回復等を含めた患者への医療の提供に必要であり、かつ、個人情報の利用目的として院内掲示等により明示されている場合は、原則として黙示による同意が得られているものと考えられます。なお、傷病の内容によっては、患者の傷病の回復等を目的とした場合であっても、個人データを第三者提供する場合は、あらかじめ本人の明確な同意を得よう求められる場合も考えられ、その場合、医療機関等は、本人の意思に応じた対応を行う必要があります。

参照：ガイダンスP.34

Q15：医療・介護関係事業者において個人データが漏えいしてしまった場合の対応はどのようにすればよいでしょうか。

（医・介Q&A【各論】Q3-7）

A：医療・介護関係事業者において個人データの漏えい等の事故が発生した場合には、「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について」（平成29年個人情報保護委員会告示第1号）に基づき、迅速かつ適切に対応する必要があります。まず、事故を発見した者が事

業者内の責任者等に速やかに報告するとともに、事業者内で事故の原因を調査し、影響範囲を特定して引き続き漏えい等が起きる可能性があれば、これ以上事故が起こらないよう至急対処する必要があります。また、関係する患者・利用者等に対して事故に関する説明を行うとともに、個人情報保護委員会（ただし、個人情報保護法第47条第1項に規定する認定個人情報保護団体の対象事業者である医療・介護関係事業者は、所属の認定個人情報保護団体）に報告する必要があります。さらに、このような漏えい等の事故が今後発生しないよう、再発防止策を講ずる必要があります。

【治療時～治療終了後の対応】

Q16：明らかに本人または家族と確認できる場合、治療内容等を電話で答えてもかまいませんか。 **（日歯Q&A）**

A：本人からの場合でも、氏名、生年月日等の確認が必要で、機微な情報の話は電話ではしない方がよいでしょう。家族からの場合でも、原則として本人の承諾が無い限り電話での応答はしない方がよいでしょう。

参照：法第20条

Q17：委託先へ印象や模型、検体などを出す場合、伝票上で患者氏名を記号化するなどの処置が必要ですか。 **（日歯Q&A）**

A：委託業者と個人情報保護についての契約や誓約書を取り交わし、また外部委託することを、利用目的に掲載し院内掲示しておけばよいでしょう。しかし、データ漏えいを考慮するとデータの記号化は有益と考えます。

参照：法第20条、ガイダンスP.28・29

Q18：患者の病状等をその家族等に説明する場合、留意点は何ですか。 **（日歯Q&A）**

A：医療機関等では、患者への医療の提供に際して、家族等への病状の説明を行うことは、患者への医療の提供のために通常必要な範囲の利用目的と考えられます。利用目的の一つとして家族等に説明する旨を掲示し、患者から明示的に留保の意思表示がなければ、患者の黙示による同意があったものと考えられます。医療サービスを提供するにあたり、患者の病状等によっては、第三者である家族等に病状等の説明が必要な場合もあります。この場合、患者本人に対して、説明を行う対象者の範囲、説明の方法や時期等について、あらかじめ確認しておくなど、できる限り患者本人の意思に配慮する必要があります。なお、本人の同意が得られない場合であっても、歯科医師が、本人または家族等の生命、身体または財産の保護のために必要であると判断する場合であれば、家族等へ説明することは可能です。

参照：ガイダンスP.15・34・35、法第25条第1項

Q19：定期健診のリコールはがきを患者に送付する場合、事前に患者の同意を得ないといけませんか。
(日歯Q&A)

A：受付等で口頭により同意を得るか、あるいは、はがきの送付先宛名を患者本人にご記入いただくことにより、患者の同意が得られたと考えられます。

参照：法第15条・第16条・第18条、ガイダンスP.16～21

Q20：ガイドラインには委託先として歯科技工所が明示的に記載されていませんが、その取扱いについて具体的な方法を教えてください。
(日歯Q&A)

A：他の事業者等への情報提供で「第三者」への提供に該当しない場合として、検査等の業務を委託する場合がガイドラインに示されています。歯科技工所への委託はこれに準ずるものと考えられますので、患者本人の同意を得る必要はありません。

参照：ガイダンスP.35・36

Q21：電話による患者情報を他の医療機関の医師・歯科医師から緊急に求められた場合、どのように対応するといいですか。
(日歯Q&A)

A：医療機関の医師・歯科医師であることを確認でき、本人の同意を得ることが困難な状況でかつ緊急性があると判断できる場合には、情報提供はかまいません。

参照：ガイダンスP.32・33

【その他】

Q22: 利用目的を周知する方法は、ポスターなどの院内掲示以外に何かありますか。
(日歯Q&A)

A：ポスター以外には、受付にリーフレット等の配布物を置き、患者へ渡すことも一つの方法です。また、診療申込書や問診票等に表示することも考えられます。可能ならばホームページへの掲載もあります。

参照：ガイダンスP.20

Q23：宅配業者や郵便で、個人情報を含む文書やディスクなどを送る場合、どのようなことに注意しないといけませんか。
(日歯Q&A)

A：両者とも配達を目的としたサービス業で、預かった個人情報を事業の用に供しているとは認められず義務規定は適用されないと解されます。宅配の場合、特約を定めることができる業者を選ぶことが必要な場合もあります。

参照：法第22条

**Q24：他の医療機関から過去の診察結果等について照会があった場合、どのように対応する
といいいですか。** (日歯Q & A)

A：患者の同意の上での照会であることが確認できれば、診療情報を提供しても問題ありません。また、院内掲示で黙示の同意が得られている場合も問題ありません。

参照：ガイダンスP.35

Q25：適切な安全管理措置を行うためには、個人データに該当する文書やF D、C D-Rなどは鍵のかかる場所へ保管しないといけませんか。 (日歯Q & A)

A：個人データを含む書類等の管理方法は、各医療機関などによって様々であると考えられ、すべての医療機関において、鍵のかかる場所への保管が義務づけられているわけではありません。医療機関の規模や従業員の数によっては、施錠だけではなくI Cカードによる入室システム等の導入が必要と考えられる場合さえあります。各々の状況に応じた管理方法を検討し、適切な安全管理措置を講じてください。

参照：法第20条、ガイダンスP.27・28

Q26：個人データの入っているパソコンには、必ずパスワードを設定する必要がありますか。 (日歯Q & A)

A：安全管理の観点からパソコンを起動する際のユーザー名（ユーザーI D）／パスワードの設定はなるべく行ってください。また、データのコピーをさせないように、重要なデータを記録するパソコンにはF Dなどを装着する機器を取り付けないなどの対策が必要です。現実的な対応として、極力コピーをしないことや、個々のファイルにパスワードやI Dを設定することなどがあります。

参照：法第20条、ガイダンスP.27・28

Q27：外来受付の診療録の保管に施錠は必要ですか。 (日歯Q & A)

A：診療録の保管に施錠は義務づけられていません。保管は医療機関の規模などに応じて一律ではありませんが、施錠だけでは不十分な場合も考えられます。保管してあるスペースのエリア管理やアクセス管理を行うなど、従前よりも適切に行う必要があります。

参照：法第20条、ガイダンスP.27・28

Q28：従業員ごとに個人情報保護について誓約書を提出させること、あるいは就業規則に記載することが必要ですか。 (日歯Q & A)

A：院長は従業員に対し、法を遵守するよう監督する義務があります。従って、従業員毎に在職中はもとより退職後も情報を漏えいしないとする誓約書を提出させるか、就業規則にその旨をうたうことが望ましいでしょう。

参照：法第21条、ガイダンスP.26・27

Q29：民間保険会社等から医療機関に対して、患者の治療結果等に関する照会があった際、民間保険会社等が患者本人から取得した「同意書」を提示した場合は、回答に当たり、本人の同意が得られていると判断して良いのでしょうか。

(医・介Q&A【各論】Q4-6)

A：個人データの第三者提供に当たっては、個人データを保有し、第三者提供を行う個人情報取扱事業者である医療機関が、本人の同意を得る必要があります。このため、民間保険会社から照会があった際に、本人の「同意書」を提出した場合であっても、医療機関は、当該同意書の内容について本人の意思を確認する必要があります。これは、本人が、同意書に署名する際に提供して良いと考えていたものの、その後、考えが変わっている場合もあり得るからです。このため、医療機関が民間保険会社に第三者提供を行う際に、提供する個人データの範囲（いつからいつまでの時期の情報を提供するのか、診療録の要約等を作成するのか、検査結果のデータも提供するのか、など）や、どのような形態で提供するかなどについて、具体的に説明し本人の意思を確認する必要があると考えます。

なお、開示の請求を行い得る代理人として、当該患者の保有個人データの開示の請求があった場合の取扱いについては、本ガイダンス60ページの、本人の意思の確認に関する記載を参照してください。

Q30：医療機関の職員を対象とした症例研究会（職員の知識や技能の向上を目的とするもの）を実施する際、当該医療機関以外の施設の職員から参加希望がありました。既に、利用目的として「院内で行う症例研究会への利用」を公表していますが、この場合は、症例研究会で利用する症例の患者から第三者提供の同意を得る必要があるのでしょうか。

(医・介Q&A【各論】Q4-9)

A：医療・介護関係事業者の職員以外の者が症例研究会に参加する場合には、当該研究会で利用する患者の個人情報を「第三者提供」することになるため、あらかじめ患者本人から同意を得る必要があります。なお、患者に係る識別可能な情報（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）を消去し、個人を識別できない状態で利用するのであれば「個人情報」に該当しないことから、本人の同意を得ることなく症例研究に利用することができます。

Q31：ホームページや機関誌に、行事などにおける利用者の写真を掲載する場合、本人の同意を得る必要はありますか。また、介護保険施設内に写真を展示する場合はどうでしょうか。
(医・介Q&A【各論】Q4-15)

A：写真についても、個人を識別できるものであれば個人情報に当たります。したがって、ホームページや機関誌への掲載、施設内への展示等を通じ、当該写真を第三者の閲覧に供するに際しては、本人の同意を得る必要があります。

Q32：学校で怪我をした生徒に担任の教師が付き添って来ました。ガイダンス32ページには、「学校からの照会には回答してはならない」とありますが、保護者の同意書等がなければ担任の教師に怪我の状態などを説明してはいけないのでしょうか。
(医・介Q&A【各論】Q4-23)

A：個人情報保護法では、「あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない」とされており、怪我の症状を担任の教師に説明することは、第三者提供に該当します。質問のケースにあてはめると、「本人」というのは生徒のことであり、保護者ではありません。(保護者は未成年である子供の代理人にはなります。)そして、質問のケースについては、本ガイダンス32ページにおいて、保険会社や職場からの照会と並べて記述している「学校からの照会」一般の回答ではなく、同35ページに掲載している、「本人の同意が得られていると考えられる場合」の一例である「家族等への病状説明」の記述が参考になります。すなわち、生徒が付き添ってきた教師の同席を拒まないのであれば、生徒本人と担任の教師を同席させて怪我の状態や治療の進め方等について説明を行うことができると考えます。同席して説明を受けなかった場合に、後から担任の教師が医療機関に問い合わせるのは、「学校からの照会」一般の考え方に戻りますので、本人の同意がなければ回答してはならないことになります。ただし、怪我の原因となった事故の再発防止や、再発した際の応急処置等に有効であり、学校側に必要な情報を伝えておくべきと医師が判断できる場合は、「人の生命、身体の保護のために必要がある場合」に該当し、仮に当該生徒本人の同意が得られない場合であっても、必要な範囲で担任の教師に情報提供できると考えます。

改正個人情報保護法施行に伴う歯科医院における対応について(概説)

平成29年6月9日(医療管理・情報管理扱い)

別紙

平成 29 年 6 月

歯科医院における改正個人情報保護法について (概説)

公益社団法人 日本歯科医師会

【個人情報保護法の成立～改正】

平成 17 年 4 月 1 日

個人情報保護法全面施行

平成 27 年 9 月 3 日 (9 日公布)

改正個人情報保護法成立 (成立から 2 年以内に施行するとしている)

平成 28 年 1 月 1 日

改正個人情報保護法が一部施行

内容：所管が消費者庁から個人情報保護委員会へ

平成 29 年 5 月 30 日

改正個人情報保護法全面施行

【歯科医院に関係する主な事項】

※「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」(個人情報保護委員会・厚生労働省)(以下、ガイダンスという)、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(第三者提供時の確認・記録義務編)」(個人情報保護委員会)が発出されており、以下該当箇所を「※」として記載しておりますので、適宜、ご参照ください。

①個人情報を取り扱う全ての事業者個人情報保護法が適用されること。

取り扱う個人情報の数が、過去 6 ヶ月のいずれの日においても 5,000 人以下である事業者を規制の対象外とする制度が廃止されましたので、ご注意ください。

※ガイダンス I 3.

②個人識別符号、要配慮個人情報が定義されたこと。

➤個人識別符号 **※ガイダンス II 2.**

(身体の一部の特徴を電子計算機のために変換した符号)

⇒DNA、顔、虹彩、声紋、歩行の態様、手指の静脈、指紋・掌紋
(サービス利用や書類において対象者ごとに割り振られる符号)

⇒公的な番号：旅券番号、基礎年金番号、免許証番号、住民票コード、
マイナンバー、各種保険証など

▶要配慮個人情報 ※ガイドンスⅡ3.

要配慮個人情報とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴(病気に罹患した経歴を意味するもので、特定の病歴を示した部分(例：特定の個人ががんに罹患している、統合失調症を患っている等が該当する)、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報のこと。

その他、本人に対する不当な差別、偏見が生じないように特に配慮を要するものとして政令で定めるものとして、

- ・身体障害・知的障害・精神障害等があること
- ・健康診断その他の検査の結果
- ・保健指導、診療・調剤情報
- ・本人を被疑者又は被告人として、逮捕、捜査等の刑事事件に関する手続きが行われたこと
- ・本人を少年法第3条第1項に規定する少年※又はその疑いのある者として、保護処分等の少年の保護事件に関する手続きが行われたこと

※少年法第3条第1項

第三条 次に掲げる少年は、これを家庭裁判所の審判に付する。

- 一 罪を犯した少年

・要配慮個人情報の取得時における本人の同意について ※ガイドンスⅢ3.

今般の改正により、要配慮個人情報の規定が新設され、その取得について、原則として本人同意を得ることが義務化された。

なお、医療・介護関係事業者においては、患者が受診を申し出ることは患者自身が自己の要配慮個人情報を含めた個人情報を医療機関等に取得されることを前提としていると考えられるため、患者の当該行為をもって、当該医療機関等が当該情報を取得することについて本人の同意があったものと解される。

医療機関等が要配慮個人情報を第三者提供の方法により取得した場合、提供元が本人からの必要な同意を取得していることが前提となるため、提供を受けた当該医療機関等が改めて本人から法第17条2項※に基づく同意を得る必要はないものと解される。

※法第 17 条 2 項

- 2 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得してはならない。
 - 一 法令に基づく場合
 - 二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - 三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - 四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
 - 五 当該要配慮個人情報が、本人、国の機関、地方公共団体、第 76 条第 1 項各号に掲げる者その他個人情報保護委員会規則で定める者により公開されている場合
 - 六 その他前各号に掲げる場合に準ずるものとして政令で定める場合
(取得に際しての利用目的の通知等)

③個人データの第三者提供

※ガイドンスⅢ5. ～8.

※個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン

(第三者提供時の確認・記録義務編)

個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで個人データを第三者提供してはならないとされている（例外として、法令に基づく場合、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人同意を得ることが困難な場合等を除く）。なお、第三者に個人データを提供する場合、第三者から個人データを受け取る場合は、原則として記録を作成し、保存しなければなりません。

・ 本人の同意が得られていると考えられる場合 ※ガイドンスⅢ5. (3)

医療機関の受付等で診療を希望する患者は、傷病の回復等を目的としている。

一方、医療機関等は、患者の傷病の回復等を目的として、より適切な医療が提供できるよう治療に取り組むとともに、必要に応じて他の医療機関と連携を図ったり、当該傷病を専門とする他の医療機関の医師等に指導、助言等を求めることも日常的に行われる。このため、第三者への情報の提供のうち、患者の傷病の回復等を含めた患者への医療の提供に必要であり、かつ、個人情報の利用目的として院内掲示等※により明示されている場合は、原則として黙示による同意が得られているものと考えられる。

なお、傷病の内容によっては、患者の傷病の回復等を目的とした場合であっても、

個人データを第三者提供する場合は、あらかじめ本人の明確な同意を得るよう求めがある場合も考えられ、その場合、医療機関等は、本人の意思に応じた対応を行う必要がある。

※「患者さんの個人情報の利用目的の明示に係る院内掲示ポスターについて」
(平成 29 年 4 月 28 日、日本歯科医師会 医療管理・情報管理課扱い)
連絡文書を参照

④個人データの漏洩等の問題が発生した場合の報告 **※ガイダンスⅢ4.(5)**

個人データが漏洩した場合には、個人情報保護委員会告示「個人データの漏洩等の事実が発生した場合等の対応について」に基づき必要な措置を講じ、その事実関係及び再発防止策等について、個人情報保護委員会等に速やかに報告する努力規定が示された。

個人情報保護委員会：<https://www.ppc.go.jp/>

- ・個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）
https://www.ppc.go.jp/files/pdf/290530_personal_law.pdf
- ・個人情報の保護に関する基本方針
https://www.ppc.go.jp/files/pdf/290530_personal_basicpolicy.pdf
- ・医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス
（平成29年4月14日／個人情報保護委員会・厚生労働省）
https://www.ppc.go.jp/files/pdf/iryoukaigo_guidance.pdf
- ・「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」
に関するQ&A（事例集）（平成29年5月30日／個人情報保護委員会事務局・厚生労働省）
https://www.ppc.go.jp/files/pdf/iryoukaigo_guidance_QA.pdf

日本歯科医師会 ※メンバーズルーム内掲載のためIDとパスが必要となります。

掲載場所：メンバーズルームHOME▶医療情報・医療IT▶書籍・ポスター▶個人情報保護

- ・個人情報保護ポスター（院内掲示用）
<https://www.jda.or.jp/member/d002469>

公益社団法人 日本歯科医師会 医療管理・情報管理課
〒102-0073 東京都千代田区九段北4丁目1番20号
TEL：03-3262-9217（直通） FAX：03-3262-8970

初版発行 平成29年 12月